

中国における技術移転市場の新しい動向

照 那 木 拉*
西 脇 民 雄 (監修)**

抄 録 2007年、中国の特許出願は70万件近くになり、商標出願も70万件を超える。中国の知財戦略ガイドラインの施行により、2020年までに中国の知財レベルを欧米レベルに引き上げることを目標とし、法整備、出願レベルの向上、技術移転の諸環境整備も急ピッチで行われている。

本稿は、北京産権取引所などを事例に、中国技術移転市場の新しい動向を紹介するものである。

目 次

1. はじめに
 1. 1 中国の特許出願状況
 1. 2 各特許の技術移転の内訳
 1. 3 北京市技術取引市場の状況
 1. 4 外国からの技術移転状況
 1. 5 日本からの技術移転の状況
2. 中国の技術移転の法体制
 2. 1 知財法関連の現状
 2. 2 技術移転の必要性
 2. 3 技術移転に関する国策
3. 北京産権取引所における技術移転の試み
 3. 1 取引所の設立の背景
 3. 2 北京産権取引所概況
 3. 3 取引モデル
 3. 4 技術取引実例
4. 銀行における技術移転の試み
 4. 1 全国初知財権担保融資を推進
 4. 2 中小企業へ融資業務
 4. 3 知財権（質物）の参入条件
5. 知財権取引・融資の現状及び問題点
 5. 1 特許移転（融資）困難の原因
6. 日本企業が中国へ技術移転する際の注意点
 6. 1 法律的なハードル
 6. 2 現地法律、習慣などの情報収集
 6. 3 中国へ特許出願を行う場合の留意点
7. おわりに

1. はじめに

中国経済の発展やグローバル化に伴い、中国の特許出願件数も毎年25%以上の増加率を保ち続けている。現在、中国の特許出願総数は既に400万件を突破し、その中で実用新案特許と意匠特許のそれぞれの出願総数は三年連続世界一位となり、技術移転の需要も高まりつつある。アメリカのプロパテント戦略、日本の知財立国戦略が中国の国家戦略にも大きな影響を与えた。国務院は2008年6月において、「国家知財権戦略綱要」を公布し、2020年までに知財権の創造・運用・保護・管理の水準が比較的高い国へと整備する方針を明らかにした。また、5年以内に自発的な知財権の水準を大幅に高め、その運用効果や保護状況を著しく強化・改善し、社会全体の意識を向上させる方針である。

そこで本稿は、中国における技術移転市場の新しい動向を、北京産権取引所などを事例に紹介し、中国へ進出することを企画している日本企業のご参考になればと期待するものである。

* 中国弁護士 JHON namura

** 日本弁理士 Tamio NISHIWAKI

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

1. 1 中国の特許出願状況

2007年、中国知識産権局が受理した出願件数は、694,153件（去年より21.1%増）、そのうち、発明特許は245,161件（去年より16.5%増）、実用新案特許は181,324件（去年より12.4%増）、意匠特許は267,668件（去年より33.0%増）であった¹⁾。

1. 2 各特許の技術移転の内訳

発明特許、実用新案特許及び意匠特許の技術移転について中国全体の統計は見当たらないが、2006年の北京市技術市場管理弁公室統計によると、近年、中国のライセンス額が伸び続け、とりわけ発明特許の伸びが著しく、特許全体の半分を占める。2001年から2005年において、北京市のライセンス額は発明特許において全成約額30.85億元の三割を占め、合計529の項目で、成約額は9.66億元。実用新案特許は七割を占め、合計1,047項目で、20.67億元。意匠特許は63項目しかなく、成約額は約5千万元で、0.52%を占める²⁾。

1. 3 北京市技術取引市場の状況

北京市は研究環境と人材資源において全国一位である。この20年間、発明特許の出願数は全国でトップの地位を維持してきた。北京市技術市場の特許技術取引量は毎年増加しつつある。2001年から2006年の間に、北京市特許技術移転は166項目から911項目に、4倍以上に増えた。成約額が1.44億元から35.74億元に、20倍以上に増え、全体の技術契約成約額の割合も0.75%から5.13%に増えた。2000年より地方との間で成約した金額は、北京市技術成約総額の40%を超えている。

技術移転の特徴は、特許技術の移転は主に電子情報、新エネルギーと高率省エネルギー、環境保護と資源総合利用、新材料及びその応用技

術などの分野に集中し、特許実施許可は主導位置を占め、企業が特許技術の取引の主体となる。分割払が特許技術成約額の主要返還形式である³⁾。

1. 4 外国からの技術移転状況

一方、近年、海外企業の対中ビジネスの拡大に伴い、海外からの対中特許出願及び技術輸出も増えつつある。中国商務部発表の2007年の技術輸入関係統計によれば、技術輸入契約の合計届出件数は9,773件で、2006年より7.3%減少したが、契約金額合計は254.2億ドル、2006年より15.6%増加した。また、2007年技術ライセンスの金額は85.9億ドルで、プラント契約に含まれる技術料の金額は66.3億ドル、技術サービス契約（技術契約の一種）の金額は64.9億ドルであった。

また、中国商務部服務貿易司の統計によれば、2004年から2007年まで4年間、中国の技術輸入における国（または地域）別の統計では、契約金額ベースでの上位3位はそれぞれEU、日本およびアメリカであった。

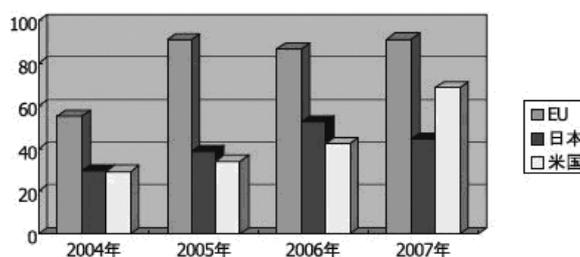


表1 2004年～2007年の技術輸入上位3位の比較
(単位：億ドル)

1. 5 日本からの技術移転の状況

中国が日本から輸入した技術の契約金額は、2004年29.4億ドル、2005年38.5億ドル及び2006年52.4億ドルに達し、それぞれの年の中国の輸入技術の総契約金額の21.2%、20.2%および23.8%を占めていた。中国が日本から輸入した

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

技術は、契約金額ベースで2004年から2006年まで三年間連続EUに次ぐ第2位を占めていたが、2007年の統計では、日本からの技術輸入は、契約件数では2,418件で、アメリカの1,385件より多く、第2位を維持したものの、契約金額ベースでは、日本は約44億米ドルで、アメリカの約68億米ドルに及ばず、第3位となった⁴⁾。

日本から中国への技術移転について、秘密保持などの約定もあり、最近公開されたデータは見つからない。但し、多くの日系企業の現地法人に聞いたところによると、日本から中国への技術移転は、日本の親会社からその投資先企業への移転がほとんどである。

2. 中国の技術移転の法体制

2007年において、物権法が施行され、該法において「譲渡」の文字は61回、「抵当」は157回使われている⁵⁾。譲渡や抵当は財産権取引市場における具体的な取引形態である。また、物権法により、個人の所有権、公有財産権も法律により保護されることを明確にした。これにより、知財権の取引も法的な保護を受けることが確定された。

2. 1 知財法関連の現状

(1) 特許技術移転に関する基本法

特許技術移転に関する基本法として、「特許法」と「商標法」がある。特許法の第三回目の修正案及び商標法第三回目の修正案は、すでに公布されている。特に特許法第三回目の修正案は、2006年末ごろ、日本、欧米関連の組織、機構からも意見聴取をし、2008年9月に、人民大会にて1回目の審議を受けて、2008年12月27日に開催された全人代により最終的に可決された。

尚、海外から中国への技術導入は一種の貿易であるので、関係の基本法として「対外貿易法」がある。また、特許技術移転は当事者間の契約によるものであるため、その基本法として「契

約法」がある。

(2) 実施細則や審査基準

「特許法」と「商標法」の下に、主管官庁の法運用の具体的な基準として「特許法実施細則」と「商標法実施条例」があり、それぞれ「特許法」または「商標法」に対する補足または具体化をする行政規定であり、更に詳細な審査基準は各自の主務官庁がガイドラインの形式で公布している。

(3) 技術輸出入管理条例

その一方、「技術輸出入管理条例」は「特許法実施細則」及び「商標法実施条例」と同じ行政規定であるが、中国の法体系においては、管理条例や管理規定などのように、「管理」の付いたタイトルの規定は殆ど強行法規を意味するもので、一種の特別法的な性格を有する。「技術輸出入管理条例」にはライセンス契約条件に関する規定があり、その規定内容は中国の基本法たる契約法の関係規定とは必ずしも一致しないが、法的に、政府による海外からの技術導入を管理する意味では、同条例の規定は契約法との関係規定より優先的適用の効力を有すると一般に解されている。

(4) 最高裁の司法解釈

現行の中国の法体系において、判例の効力は認められず、実際に法運用につき、最高裁は司法解釈という形で、裁判所による法運用を指導している。裁判実務において、この司法解釈は法律規定に対する補足と具体化との意味では、殆ど法律と同じ効力を有する。

工業所有権法の司法運用にかかわる最高裁の主な司法解釈として、「特許紛争案件の審理における法律適用問題に関する若干規定」、「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」及び「技術契約紛争案件の審

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

理における法律適用の若干問題に関する解釈]がある。技術移転契約にかかわる問題については、上記の「技術移転紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(以下「技術移転の司法解釈」という)は重要な法的規定である⁶⁾。

2.2 技術移転の必要性

上述のように、技術移転に対する法整備は整いつつあるが、特許技術の移転率は統計によると、10%にも及ばず、90%以上の特許が活用されていない。このため、知財権市場を利用して特許技術移転を促進し、最終的に中国の特許技術移転の外部環境を改善することが急務であろう。

2.3 技術移転に関する国策

(1) 中長期科学技術戦略の制定

知財権取引については、2006年、国務院が「国家中長期科学技術発展規画綱要」の関連政策を打ち出し、科技部は「技術市場を加速発展させる意見」を明確にした。

技術取引市場に対し、操作指導性のある法規政策が欠けるとともに、各部門の利益衝突は調和が取れず、知財権取引市場の位置づけや未来発展の姿が描かれないなどの声もあるが、中国政府により技術革新の方向性が示された。

(2) 知財戦略ガイドラインの公布

アメリカのプロパテント戦略、日本の知財立国戦略は中国の国家戦略にも大きな影響を与えた。国務院は2008年6月において、「国家知財権戦略綱要」を公布し、2020年までに知財権の創造・運用・保護・管理の水準が比較的高い国へと整備する方針を明らかにした⁷⁾。また、5年以内に自主知財権の水準を大幅に高め、その運用効果や保護状況を著しく強化・改善し、社会全体の意識を遍く向上させる方針である。

(3) 技術移転プラットフォーム計画

国家知財権戦略を実行するために、国家知的財産局が「全国特許技術展示取引プラットフォーム計画」を発表した。それは中国の特許技術移転、孵化、実施を推進し、特許技術の商品化と産業化を加速し、中国の自主知財権製品、産業と企業の形成と発展を促進するためである。

このような中国知識産権局による戦略の下、「北京産権取引所」は「国家特許技術展示取引センター」の一つに指定された。

3. 北京産権取引所における技術移転の試み

3.1 取引所の設立の背景

「産権取引」とは1980年代末に、「国有企業体制改革」を促進する歴史的背景をもとに誕生した。非上場の国有企業の株、債権、設備などの財産権は産権取引所を通して譲渡・売却することになっている⁸⁾。

また、2004年初め、「資本市場改革及び安定的な発展に関する国務院による若干意見」(第九条ともいう)が頒布され、非上場企業株権譲渡に関する制度のフレームは基本的に形成された。2007年の統計では、取引所は270ヶ所を超え、その中で、北京産権取引所、上海連合産権取引所、天津産権取引所は主要取引所といわれている。

3.2 北京産権取引所概況

該所(以下、北交所と略す)は2004年2月に成立され、2007年までに取引するよう申告された不良資産は約3兆560億円に及び、財産権取引申告件数は640件にのぼった。また、金融権益取引申告総額は約640億円に達し、2006年には取引総額は約3,650億円に達した。

北交所はオープンな会員管理制度を実施し、ブローカーによる取引代行制度を導入し、専門

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

的仲介サービス機関会員、200社以上、総合的な情報会員は1,600社以上を有する。中関村ハイテク企業（中国北京市海淀区中関村地帯は北京大学、清華大学、多くの研究所が集中し、中国のシリコンバレーと言われている）は14,000社を超え、これらのハイテク企業に対し中関村園區管理委員会は投資融資サービス業務を同所にて委託して統一的な運営を図っている。

3. 3 取引モデル

- ① 北交所と連絡⇒
- ② プロジェクトの情報取得⇒
- ③ プロジェクトの資料閲覧⇒
- ④ プロジェクトの状況調査⇒
- ⑤ 仲介会員に委託⇒
- ⑥ 譲受申請の提出⇒
- ⑦ プロジェクトの成約⇒
- ⑧ 変更手続きを行う、というプロセスをとっている。

投資家は情報発信メディアを通じて無料の揭示項目情報を取得することができる。取引が成功しない場合、サービス料金は取らない。協議式にて取引が成功した場合、北交所は投資家から成功取引額の0.2%の手数料をとり、競売式により取引が成立された場合、取引額6%を超えない取引手数料を取る。

(1) VIPサービスシステムを採用

中国のオンライン支払システムがまだ完備されていないため、プラットフォームを銀行と提携させ、銀行の「VIPサービスシステム」のインターフェースを利用する。国内専門機関から認定された暗号化措置、又は銀行が指定した電子証明書などの方法を採用する。アクセス、権限付与管理、ID認証、電子署名、暗号化転送などの方法を利用し、銀行口座情報の問い合わせ、ダウンロード、振込み・支払という三つの作業を完了することによって、企業と取引双方、及

び銀行の資金の安全を確保する。

(2) 第三者電子商取引

北交所が構築した特許技術ネット取引プラットフォームは、第三者電子商取引方式であり、インターネット又はVPNアクセス方式を利用してサービス対象と接続し、特許技術をコアとした知財権取引双方へ、オンライン財産権取引・マッチングのサービス、自主取引サービス、及び情報サービスを提供している。

同電子商取引モデルは、特許技術をコアとした知財権の供給側、同プラットフォーム、特許技術をコアとした知財権の需要側の三者から構成されており、プラットフォームの情報フローは、特許技術をコアとした知財権取引の双方からスタートする。需給双方において最初の取引意向が固まれば、資金の流動が始まり、需要側がプラットフォームへ保証金を納める。成約後は需要側がプラットフォームへ取引金額を支払い、プラットフォームが精算、及び支払いを行う⁹⁾。

(3) 特許データベースの構築

取引センターは、国家知識産権局と協力し、海外又は国内の最新特許データ資料を入手し、プラットフォームのデータベースシステムを構築する。さらに、それを活用して上流資源、及び顧客のための資料バンクを作成する。

3. 4 技術取引実例

(1) 水素化物発生装置特許の譲渡

この件について、2008年11月25日にて北交所の知財担当者A氏を電話インタビューした。彼の紹介によると、B氏は水素化物発生装置特許の権利者である。北交所はB氏の依頼を受け、特許実施許諾に関するコンサルティング業務を担当し、B氏に譲渡関連のアドバイスをした。また、当所の情報公開ツール及びプラットフォームを活用して、該特許における実施許諾の情報

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

を公開し、譲受人を募集し、某設備有限公司が応募する。

該実施許諾において、権利者が譲受人から入門料15元及び製品売上の7～8%を受け取ることになっている。

(2) 某ハイテク企業の株権譲渡

A氏の紹介によると、某酒造メーカーはソマリ酒を主導製品とするハイテク企業である。北交所は該メーカーから、ソマリ株権（非上場会社の株）の95%を売買する依頼を受けた。北交所はこの依頼を受け、詳細な資料を審査の上、「北京証券報」、北交所のホームページ、SINA.COM、国家特許技術（北京）展示交易中心のホームページを、会員に紹介し、投資者を募集した。北交所の紹介報酬は10,000元であった。

上記の技術移転の事例を見ても、中国知識産権局指定の北京交易所における取引センターは、担当者は3名所属しているものの、特許技術を理解できる経験者は少なく、実際の仲介や情報提供サービスには諸問題が付きまどっているのが現状である。

4. 銀行における技術移転の試み

現在、中国における創業支援体制が完備されていないため、多くの自主知財権を持つ中小企業が事業発展の融資を受けるのは困難である。中小企業の融資獲得の主要ルートである地方証券取引市場とベンチャー資本市場はまだ設立されていないため、98.7%の融資は銀行からの融資であり、直接融資は1.3%しかない。一方、米国における中小企業に対する直接融資の比率は18%に達している。

4.1 全国初知財権担保融資を推進

特許などを有する中小企業に対する融資が急務になっていたが、交通銀業北京支店は、2006

年10月末、全国で初めて「知財権質権貸付」（展業通業務）を打ち出すことにより、従来無形資産は質権貸付ができなかった状況を変えた。この戦略的措置により、北京市における1万以上の中小ハイテク企業の資金難が解消され、企業の自主革新を推進し、さらに全国のハイテク企業融資の新しいモデルを確立した。

技術型中小企業は中国で最も革新的で、発展潜在力を有するグループであり、国家のイノベーション戦略において全局を左右する役割を果たしているが、一方で、銀行の融資を得られる企業はわずかである。根本的な原因としては固定資産抵当条件が乏しいので、知財質権貸付の関連法律があるものの、実際の融資操作は極めて困難である。このような、融資難を解消するため、交通銀行北京支店の「知財質権貸付」の試験運用は、7ヶ月の間に、質権貸付金額がすでに1億元を突破し、15のハイテク企業への融資を実現し、中小型のハイテク企業の融資に希望を与えたといえよう。

なお、この「展業通業務」につき、www.bankcomm.com/jh/cn/newRecommend/zyt.htmlを参照されたい。

4.2 中小企業へ融資業務

2007年11月、交通銀行北京市分行長孫氏が北交所を訪れ、知財権取引センターの進展状況を確認し、同氏が熊総裁と知財権評価プラットフォーム、プロジェクト選別プラットフォーム、貸借取引プラットフォームなどについて、基本的に提携することになり、交通銀行が北交所に貸借直通車などの授權を与える点についても協議をした¹⁰⁾。

同取引センターの責任者の説明によると、北京交通銀行の展業通を参照し、提携のフレームを検討しているようである。具体的には、銀行と専門機構（担保機構、弁護士事務所、評価機構）が共同で、業務協力及びリスク・コントロール

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ールに対応するプラットフォームを設立すると同時に、現在比較的健全化した北交所に委託して、リスク資産処理ルートを設立するというものである。

4. 3 知財権（質物）の参入条件

(1) 発明特許，実用新案特許権

融資を受ける企業の核心特許，核心技术或いは核心無形資産でありかつ実施段階にあり，産業化経営規模を形成し，一定の市場潜在力と良好な経済利益を有していること。また，国の関係管理部門の許可を受け，かつ有効特許であること。さらに，発明特許の有効期間は8年以上で，実用新案特許の有効期間は4年以上であることが必要である。

(2) 知財権担保融資の実施条件

貸付金の用途として，借り入れ人の生産経営過程の中での正常な資金需要に限り，貸付期間は一般に1年で，最長でも3年を超えず，延期は認めない。

貸付限度は最高1,000万人民元まで，企業の借り入れ申請の金額が限度を超えた場合，超過部分はほかの担保方式を採用し，一般的に，貸付総額は2億人民元を超えない。

貸付利率はリスク定価の仕組みを採用し，原則的に中国人民銀行の基準利率をもとに，10%以上の比例でアップする。貸付サービス料は，顧客が北交所に一定のサービス料を納める。返還方式は，企業の現金流通状況に基づき，貸付金の柔軟な返還方式を適用する。

(3) 知財投資の一般基準

潜在的な全国市場を有し，持続的な成長が見込まれ，技術的な優位性と商業モデルの革新を頼りに競争し，技術は自主的知財権で，完全な技術資料を有し，創業者は強い成功意欲と信念を持ち，株券の公開上場，或いは株の譲渡に賛

同し，明確かつ合理的な収入計画を持つことである。

5. 知財権取引・融資の現状及び問題点

5. 1 特許移転（融資）困難の原因

(1) 特許評価基準の問題

中国の企業また発明者は，譲渡より，融資を重んじ企業を成長させる傾向があると，同取引所のスタッフは言う。また，譲渡の場合，特許評価基準の問題，譲渡リスクの問題などがある。

2006年末まで，全国に登録した資産評価師30,000人以上で，評価機構は3,500社にのぼるが，知財評価機構及び専門人材は不足している。知財権戦略資産評価フォーラム「知財権の計量及び，変更契約の明確化により，我が国の自主革新の動きが益々加速し，資産評価及び知財権の一体化により，知識所有権の生産力が大いに解放される（中国証券報2007年10月31日を参照）。」

2008年8月に，中国資産評価協会により作成の『特許資産評価指導意見（意見召集稿）』が公開された。今後，更に，我が国は無形資産評価規則の枠組みの元で，特許，商標，著作権及びソフトウェアに関する具体的な資産評価指導意見が研究制定されると考えられる。

(2) 断片的な特許譲渡より孵化後の価値が高い

バイオテクノロジーや医薬品などはひとつの物質特許を抑えれば独占可能だが，他分野ではなかなか難しい。例えば携帯電話には500個特許があり，一つ二つ特許を買っても製品が作れるわけではない。特許ライセンスを受ければ新ビジネスがすぐできるものではない¹¹⁾。

2007年12月，筆者が参加した清華大学金融専門の朱武詳教授のセミナーによると，特許技術だけでは，どのぐらいの市場価値があるのか，判断されにくく，そのものだけでは価値が発見しにくい。逆に，その特許を孵化させ，一定の

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

規模になったとき、特許と周りのモノをパッケージして売った方が、価値がつくものであると指摘する。従って、特許技術の取引をどのように成長させるのか、一朝一夕のものではなく、長い道のりがあると考えられる。

(3) 国家関連政策のサポートの不足

国家が特許戦略を打ち出しているが、各地方政府の政策策定においては、特許出願総数を重視する余り、効果を軽視する傾向が見られる。例えば、地区において、地域の特許出願総数は、指導者の実績を評価する要素の一つとなり、また中小企業や個人において、特許出願をすれば国から補助金が出ることを狙い、技術内容がないもの、または公開された特許文献の内容を変えて出願をし、営業や社外に対する企業のイメージアップに利用するケースも増えていると、専門家が指摘をする。

各地方政府、科学研究機関では奨励を行い、特許出願を推進した結果、特許出願の数が急激に伸び続けるが、特許技術の譲渡に対する政策的サポートがいまだに不足しており、その結果多くの特許技術が活用されず、科学技術資源の浪費が著しい。

(4) 専門特許発掘機構及び仲介機構が不足

特許技術の仲介機構の多くは公益性を持つため、利益を目的とした事業は展開しにくい。政府の資金投入や仲介機構が不足している現状では、技術移転は難しい状況に直面し、政府の政策的、資金的支援に対する要望が高まっている。

(5) 有効な特許の数は少ない

周知の通り、多くの特許技術は産業化するまでには、多くの技術との組み合わせ、そして市場のニーズを調べ、関連技術やノウハウを加えて、ようやく競争力のある製品が生産できる。しかし、現在このようなプロセスが非常に不足

している。ちなみに、研究、開発、そして商品化の資金投入比率は、1：10：100である。

特許統計簡報（2007年13期）によると、国内有効特許は実用新案特許と意匠特許を主とし、発明特許は13%しか占めていなく、逆に外国からの有効特許の中80%以上が発明特許である。

表2 国内外三種特許有効量（2007年6月末まで）

	合計	発明	実用新案	意匠
合計	831,374	242,435	327,041	261,898
国内	632,662 (76%)	83,018 (34%)	322,334	227,310
国外	198,712 (24%)	159,417 (66%)	4,707	34,588

さらに、中国の有効特許の時間的な分布を考察すると、2007年6月末まで、中国の有効期限が5年を超える有効特許は213,598件で、有効特許の25.7%を占める。出願日が2002年以前の有効発明特許において、有効期限が5年を超える有効発明特許の多くが外国の特許である。

現在の有効発明特許において、有効期限が10年を超える（出願日が1997年7月1日以前）国内特許は僅か4,348件、外国のものは39,691件で、国内の8.4倍である。2007年前半、失効になった発明特許をみると、国内特許の平均寿命は6.3年、外国のものは10年。2007年前半において期限満了で終えた発明特許の中、国内は7%、93%は外国のものである。

有効な実用新案特許において、98%以上が国内のものであり、有効な意匠特許において中国国内のものは86.8%を占める。しかし、有効な322,334件国内実用新案特許の中、出願日が2002年7月1日以前（有効期限5年を超える）のものは、47,001件、8年を維持したものは、僅か6,728件で、全体の2.1%である。今年前半期にて失効した3万件余りの実用新案特許において、期限完了を終えたのは、僅か800件で、全体の2.6%である。意匠特許も同じような状態である¹²⁾。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

以上をまとめると、国内の有効特許のバランスは悪く、発明特許は全体の中、13%のみを占め、その一方、外国の有効特許の全体数が少ないが、発明特許は全体の80%を占め、外国の有効発明特許は国内の2倍近くである。

また、有効な発明特許の中、有効期限が10年を超えるのはたった5.2%で、外国のものは23%である。有効実用新案特許において、5年を超えるのは、15%に足らず、有効意匠特許において、5年の有効期を超えるのは、僅か1%である。

(6) リスク投資の関連制度が不備

国家知識産権局の張勤副局長の指摘によると、「特許技術の移転は一種の技術へのリスク投資である。しかし、現在このような投資を専門的にサポートする政策がないのが現状である。」さらに、中国の技術革新の資本市場は不完全であり、リスク投資を回避できず、PE（プライベートエクイティファンド）のハードルが高い。その結果、特許技術の産業化のための資金が確保できない。2008年1月参加した金融セミナーにおけるWisdom Investment & Consultingのパートナーの呂大忠の説明によると、PEの審査基準としては、市場リスク、操作リスク、信用リスク、政策リスク、資産規模、リスク対応能力、価値評価リスク、法律リスク、知財権保険リスク、知財権代替リスク、処置リスクなどがあり、技術移転やリスク投資について、審査は厳しいとのことである。

6. 日本企業が中国へ技術移転する際の注意点

6. 1 法律的なハードル

中国では、技術に対する認識が低く、装置などに付随していると見る向きが多い。この認識が、政府の規制を含め、技術移転の対価を低く

抑える原因になり、また、合弁企業設立、法律・税制などの制度が、複雑であり、突然変更になることもあり、運用担当者の裁量の余地が大きい。そのため、許認可の手続については専門の弁護士に頼むのが、リスクが少ないであろう。

ある分析によれば、技術移転に関係ある制度で特に障害になっているものは、2002年1月1日から実施の「技術輸出入管理条例」である¹³⁾との認識もある。

「技術輸出入管理条例」は技術を分類して、それぞれ輸出入禁止、制限または原則自由という異なる管理制度を施行し、特定の輸出入制限技術につき許認可制度を継続するものの、それ以外の技術の輸出入につき契約届出制度を施行し、輸出入の自由を認める技術の範囲を大きく拡大した。ところが、「技術輸出入管理条例」は、技術提供者に厳しい保証責任を定める一方で、技術導入に関連する原材料、部品、設備の購入ルート、製品の輸出ルートまたは輸出地域を制限することや改良技術の取扱いなどに関する当事者間の任意の取決めを制限している。これは明らかに中国国内のライセンス取引に関する当事者間の自由な取決めを認める中国の契約法の規定内容と格差がある。このような海外からの技術導入に対する厳しい規制は実際にどの程度厳格に運用しているか、上記厳しい法規制の下で如何にして自分の権益を守るかは、外国企業の直面している大きな問題である。

6. 2 現地法律、習慣などの情報収集

技術移転などの技術交渉の場合、相手側と十分な交渉をすることが大切である。また、現地の法律、制度、慣習などを事前に調べ、情報収集をすることが必要であろう。

情報収集を行う場合には、まず自分の技術を必要とする相手側の情報を集めることが必要である。多くの技術移転後のトラブルにおいて、相手側の情報を十分に理解しないまま、契約を結んだ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

結果、失敗した例はよくある。従って、相手側の経営組織、販売ルート、実績、将来計画等を十分に把握することに留意する必要がある。

また、基本的な技術契約について、弁護士にチェックを依頼せず、その後、損害を蒙ったケースもある。従って、日本から中国への技術移転において、中国の法律と日本のビジネスに通じる中国の弁護士に、技術移転に関する法律上のリスク等を確認することも、将来的に生じうるリスクを軽減するひとつの方法であろう。

中国と日本は漢字が似ている隣国でありながら、文化、習慣は日本とまったく違うものである。特許技術の移転にしろ、導入にしろ、相手側と十分なコミュニケーションをとり、移転又導入における条件や実施後生じる問題も想定しながら進めることが必要である¹⁴⁾。

6.3 中国へ特許出願を行う場合の留意点

中国へ特許出願を行う場合、下記のいくつかの点を実務において留意されたい。

権利行使ができる強い特許権を取得することは、出願人の願いである。しかし、明細書や請求項の肝心な部分の誤訳・訳漏れにより、本来意図していた発明や請求の範囲に比べて内容がかなり違っている例が頻発している。対応策として他の事務所や翻訳業者に頼んで翻訳チェックをさせたり、中国語から日本語への逆翻訳をさせたりする対策をとっている企業も少なくない。

(1) 翻訳の問題

数年前から、日本の企業間では中国出願の翻訳に誤訳の問題が多く発生して困っていることが、多くの知財セミナー等で指摘されていた。また、筆者が日本の特許事務所において日本から中国への出願で中間処理を担当したケースがある。これをみると、一概にすべてが現地代理人の質が良くない、レベルが低いと言い切れないものもあった。例えば、日本語明細書を元に

作成した英語明細書を現地に送付し、現地で英語から中国語に訳した場合、英語明細書での誤訳または表現のずれが、中国語明細書で大きく増幅される恐れがある。従って、出来るだけ日本語から直接中国語に翻訳するべきである。特に、技術分野によっては、現地代理人及び現地翻訳者がその技術を熟知しないこともある。このような状況において、出願人及び日本の代理人は、現地代理人等に理解できる程度の技術情報等を与える協力をし、理解に基づく正しい出願をし、権利を取得することが非常に重要である。また、一般の明細書は法律文書と技術文書の特性を持ち、主語、述語、修飾関係が非常に長くて複雑な文章である。この複雑な長い文章を正確に翻訳する場合、現地代理人または技術者、翻訳者の専門知識に限度があり、困難を伴う。そこで、日本語での明細書作成者は、誤訳を避けるため、できるだけ短文で、簡単な文章を用いることが必要である。

また、より多くの図面を用いることもまた、文章を翻訳するときの助けとなる¹⁵⁾。

(2) 現地事務所の情報を正確に把握する

中国の特許法第三回修正は2008年12月27日に可決され、2009年10月1日から施行される。改正特許法において、渉外事務所の規制が緩和されることにより、多くの大手渉外事務所のパートナーが独立し、または他の事務所からヘッドハンティングされる等して、代理人の動きは激しさを増している。従って、日本の企業としては、しばらくの間、今まで使っていた中国の事務所の現状確認が必要であろう。

(3) 専門用語データベースの作成

各企業には、それぞれその分野の専門用語がある。事務所と一緒に、専門技術用語の日中対訳表をつくることも大切である。特に、いくつかの事務所に同時に案件を依頼している企業に

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

とっては、同じ技術用語が同じ用語で翻訳されているかをチェックするのに役立つ。

(4) チェック体制

特許翻訳にあたって、翻訳が完了後、プロのチェッカーにて翻訳の内容を確認する体制を整えることも大事であろう。

カタカナ外来語の表記に誤解が発生しやすい。「シリコン」なのか、「シリコーン」なのか、英語をつけると、より正確に翻訳ができる。

(5) 明細書とその補正書の言語の統一

明細書が日本語で、補正書が英語であり、またはその逆のケースは実務においてよくあるが、現実には日本語も英語も堪能な現地代理人は少ないため、結局代理人2人の共同作業になり、誤訳が発生しやすくなる。従って、明細書と補正書を違う言語で書くのは避けた方がいい。

(6) 日本語明細書の質のアップ

例えば、新しい技術用語について定義などの説明を添付すること、長い文章を避けること、特にクレームの場合、英語明細書のように、段落を分けて修飾関係を明確にすること、同じものを同じ言葉で繰り返すのではなく、言い方を変えて記載し、それによって違う角度から説明し、理解を深めるなどの方法が考えられる。

(7) 時間的に余裕を与えること

ギリギリになって依頼すると、現地事務所内での調整ができなくなり、その結果、専門分野が違い、日本語の中途半端な代理人に出願が回される可能性があるうえ、わかりにくい内容を確認する時間もないため誤訳が発生しやすくなる。

PCT出願の場合、日本の出願人は日本語で出願したPCT出願を中国国内段階移行の際に英語に訳して、中国の事務所にこの英語バージョンに基づいて中国語に訳させるケースも少な

くない。もしこの英訳バージョンに翻訳ミスがあると、そのまま中国語に反映される可能性が高くなる。従って、国際出願公開の通りに翻訳をしてもらうことは大切である¹⁶⁾。

7. おわりに

以上をまとめると、中国の経済発展、技術の進歩により特許出願が増加し続けている。中国国家知識産権局の統計による、2007年発明特許の出願件数が初めて実用新案特許の出願件数を超え、企業の職務発明の割合も急成長している。

国民及び企業の知財認識が高まりつつある。筆者は2008年10月、北京で行われた中国環境保全省エネ展示会に参加した。そこに、多くの中小企業は積極的に展示品を展示し、その技術製品を紹介していた。

それから法整備、仲介業者の成熟、知的財産評価を含む取引システムの完備により、今後の知財権に対する融資、移転（流通）は5～10年の間に大きな進歩を遂げるだろう。

注 記

- 1) 中国国家知識産権局ホームページ2007年公開データ
- 2) 北京技術市場管理弁公室2006年の公開データ
- 3) 中国技術市場管理促進中心の公開データ
- 4) パテント2008 No.6「中国におけるライセンス」76頁
- 5) 従物権法看産権交易市場的業務創新 「産権導刊」2007年5月10日
- 6) 前掲注4) 78頁
- 7) 人民日報日本語版2008年6月11日「国家知財権戦略綱要」が公布
http://j.people.com.cn/2008/06/11/jp20080611_89487.html
- 8) 2003年12月、国資委が発表した「企業国有財産権譲渡管理暫定弁法」（3号令）
- 9) ジェトロ北京センター知識産権部発行「中国における財産権取引所の知財権取引に関する調査」17頁
「VIP」とはVirtual Internet Protocolの略、「VPN」

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

とはVirtual Private Networkの略語

- 10) 中国貸金ネット2007年6月27のソース
- 11) Report on the international patent licensing seminar 2007「効果的な知財流通の方法」
- 12) 中国国家知識産権局 発行
特許統計簡報(2007年13期)
- 13) 「日中の技術移転に関する調査研究」
<http://www.nistep.go.jp/achiev/abs/jpn/mat050j/mat050aj.html>
- 14) 技術契約に関し、中国法に定めた技術提供者の保証責任問題(技術の適法な所有者であることの保証責任、第三者権利の不侵害に関する保証

責任、技術的目標に関する保証責任)、移転契約に関する改良技術の取扱い問題(必須でない又は不合理な附帯条件の強要禁止、技術の購入ルート of 制限禁止、ライセンシーの製品生産及び販売などに対する制限)の対応策については前掲注4)において、詳細に論述されているので、参照いただきたい。

- 15) 「中国特許制度について」(劉新宇)
- 16) 「中国知的財産権の運用実務」第5章 特許翻訳と誤訳問題(経志强 著)

(原稿受領日 2008年12月3日)

